仕　様　書

1．件名

2027 年度　新入生・在学生定期健康診断業務（森之宮・中百舌鳥・杉本・阿倍野）（単価契約）

2．委託期間

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで（１年間）

3．委託内容

学校保健安全法および大阪公立大学学生健康診断規程により、大阪公立大学の学生を対象に定期健康診断を実施すること。

〇健康診断

①新入生定期健康診断

②在学生定期健康診断

4．実施場所

(1) 森之宮キャンパス

大阪市城東区森之宮２丁目１番１３２号

学校内で指定

(2) 中百舌鳥キャンパス

堺市中区学園町１番１号

学校内で指定

(3) 杉本キャンパス

大阪市住吉区杉本３丁目３番１３８号

学校内で指定

(4) 阿倍野キャンパス

大阪市阿倍野区旭町１丁目４番３号

学校内で指定

※実施場所が変更になる場合は、事前打ち合わせのうえ実施する。

5．実施日時・受診人数（概数）

「学生健康診断実施計画書」（別紙１）のとおり（詳細は別途協議する）。

6．検査項目

（１）胸部Ｘ線検査

（２）尿検査（糖・蛋白・潜血）

（３）身長・体重測定

（４）内科診察（聴力・会話法含む）

※ただし学部 2・3 年生の身長・体重測定については、本法人の判断により実施しない場合がある。

7．各健康診断の実施内容（森之宮・中百舌鳥・杉本・阿倍野共通）

（1）受診票

① 委託担当者より受診予定学生の Excel データ（所属学科、組織名称、学籍番号、学年、氏名、フリガナ、性別、生年月日など）を受託者に提供する。提供された Excel データを基に、受託者は委託者が希望する期限内に必要事項を印字した受診票を作成・納品すること。

② 受診票の作成にあたっては、事前に健診項目・問診項目等を協議・確認のうえ、受診票の書式を確定すること。

③ 受診票の出力順については、すべて男女別五十音順とする。なお健診会場には、受診票がない学生にも対応できるように白紙の受診票を 150 部準備しておくこと。

④ 在学生定期健康診断は、各キャンパスに全在学生分の受診票を持ち回り、学生が自由に受診できることとする。

（2）健診会場の設営

① 健診会場の設営は指定日時に受託者が行い、健診実施に支障のないようにすること。
設営の詳細は、事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること。

② 胸部Ｘ線検査は、「検査機器等設置数一覧」（別紙 2）のレントゲンバスを配置して設営すること。なお、電源の確保については、別途協議すること。

③ 健診に必要な机、椅子、筆記用具（ボールペン）、受診にかかる順路、案内等の掲示をはじめ、胸部Ｘ線撮影時の衣服の着脱用テントおよび内外の机、椅子などは受託者で用意すること。ただし、貸出可能な机、椅子などについては、委託者より提供すること。

④ 胸部Ｘ線撮影時に、衣服の着脱のためのテントをレントゲンバス前に設営して、撮影が円滑に行えるようにすること。

⑤ 健診従事者には、事前に業務内容の説明を行い、業務遂行に支障のないようにすること。

⑥ 健診に必要とするすべての機器（レントゲンバスを含む）については、正常に作動するかを事前に確認しておくこと。異常や故障のあるときは、速やかに代替機器を手配し、健診の実施に支障のないようにすること。

（3）受付業務

① 受付場所の設営は事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること。

② 受診カード記載コーナーを設置し、受診カードに学籍番号・カタカナ氏名・性別・所属キャンパス名を記入させること。

③ 受診カードの学籍番号・氏名を確認して、当該学生の「健康診断受診票」を抽出すること。
適宜、生年月日の聞き取り等により、個人を間違わずに手交すること。

④ 受診カードは受診票とホチキス留めをし、受診票に日付ゴム印を押印のうえ、再度名前の確認をするなどして、間違わずに手交すること。

⑤ 受付開始前から学生が廊下などに並ぶときは、配布する健診会場の平面図を参考に整列させること。行列が長い場合は、ロープ、カラーコーン等を使用して通行人の障害にならないように蛇行させるなどして列を整えること。

⑥ 非正規学生（学部・研究科生以外）には、白紙の健康診断受診票を配付し、胸部Ｘ線検査のみ

の受診になることを告げ、学籍番号・氏名・生年月日を記入させた後、受診カードをホチキス留めして日付ゴム印を押印して手交すること。

（4）健診業務

健診方法については、下記のとおり実施すること。

① 健診項目の順番については、事前に委託者と協議のうえ決定すること。

② 健康診断受診票に、直接記入する健診結果は、特に誤読の恐れのある数字（0と6、1と7、3と8など）は分かりやすくハッキリと記入すること。また、記入漏れや記入誤りがないかをしっかり確認すること。

③「健康診断受診票」に記載の学籍番号・氏名・生年月日等により、学生本人であることを確認すること。

④ 混雑時は、適宜、誘導係を配置して混雑解消に努めること。

⑤ 身長・体重測定

ア．測定は、プライバシー保護に十分に配慮して実施すること。

イ．身長・体重測定は、「検査機器等設置数一覧」（別紙2）に記載の台数を設置し、各台に計測員1名を配置して実施すること。

ウ．手荷物等の置き場を設けること。

⑥ 尿検査

ア．尿検査は、プライバシー保護に十分配慮し男女別に検査場を作り実施すること。

イ．採尿容器（スピッツ）は、「ハルンキット ミニ」もしくは「ピー・ポールⅡ」などの利便性に優れたものを採用して、2027年1月中頃には学生人数分を納品･配付できるようにすること。

ウ．事前に配付した採尿容器（スピッツ）で検体を持参した学生に検査を実施し、当日検体を持参しなかった学生には、その場でスピッツを配付して検査を実施すること。

エ．試験紙法により、糖・蛋白・潜血の3項目を検査すること。

オ．尿検査は即時行い、看護師または臨床検査技師を各1名以上配置して実施すること。実施の詳細および即時実施が難しい場合は、別途協議のうえ実施すること。

カ．検査で使用した尿、採尿容器（スピッツ）は受託者において適正に処分すること。

⑦ 内科診察（聴力・会話法含む）

ア．内科診察室は、プライバシーの保護に十分配慮して設営すること。

イ．内科診察室は、「検査機器等設置数一覧」（別紙2）を参考に設営すること。

ウ．内科診察会場には、スタッフ 1 名を配置して、混雑状況を見ながら各診察室または待合室に学生をスムーズに振り分けること。

エ．女子の内科診察時は、可能な限り女性医師のいるブースに案内すること。

オ．内科診察の控室で、健康診断受診票の健診項目に漏れがないかを確認し、ある場合は必ず受診を指示すること。

カ．内科診察後、医師の押印またはサインがあるかを必ず確認し、ない場合はその場で医師の押印またはサインをもらうこと。

⑧ 健康診断受診票の確認（所見・健診項目の確認）

ア．「健康診断受診票」の確認コーナーを設置し、看護師 1 名が所見・健診項目等を確認すること。

イ．所定の健診項目を受診しているかを確認して、漏れのある場合は、学生に指示してその健診項目を受診させること。

ウ．「健康診断受診票」に、ホチキス留めしている受診カードを回収すること。

⑨ 再検査の指示

ア．「再検査指示コーナー」を設営して、内科診察および尿検査の所見等で異常が認められた学生にはプライバシー保護に配慮して、再検査案内用紙を作成し手交すること。内科は「内科診察結果「所見あり」の方へ」の用紙を、検尿結果については「検尿結果による再検査のご案内」の用紙を作成すること。その際には、当日の検査結果を基に日付・学生氏名・検査日・早朝尿もしくは随時尿の確認・検査結果を記載したうえ、必ずダブルチェックをして、学生に再検査の受診を案内すること。

イ．この業務については、看護師の資格を持った者が行うこと。

ウ． 上記ア、イの実施が難しい場合は、別途協議のうえ実施すること。

⑩ 胸部Ｘ線検査

ア．希望する学生には、プロテクターを装着できるよう準備しておくこと。

イ．胸部Ｘ線検査は、放射線技師を配置して、「検査機器等設置数一覧」（別紙 2）により設営すること。

ウ．レントゲンバス１台ごとに、「ナンバリング」のコーナーを設営すること。

エ．レントゲン番号のナンバリングは、「健康診断受診票」で本人であることを確認して男女別に行うこと。

オ．レントゲン番号は、定期健康診断の実施年度の一意の通し番号とし、番号の重複がないようにすること。

カ．本人の事情でレントゲンを受診しない学生については、「胸部Ｘ線撮影不可理由」欄の理由に○をし、受診結果に不可理由（番号）を記載すること。

キ． 胸部Ｘ線撮影時に、「健康診断受診票」を回収すること。

ク．撮影は、デジタル撮影方式により行い、データは委託者が閲覧・確認できる形式を別途協議すること。

ケ． 胸部Ｘ線写真の鮮鋭度および完成度は、診断に適する一定基準以上とし、高圧、または準高圧撮影を行うこと。

コ．レントゲンバス内では、脱衣・待機者が被ばくしないことを確認して撮影すること。

サ． 胸部Ｘ線写真の読影は、必ず２人以上の医師で行うこと。また、読影で所見があるときは、データ番号、部位、所見、判定の一覧表および「胸部Ｘ線所見連絡票」を作成し、提出すること。この一覧表には、読影した医師全員の印を押印すること。

シ．デジタル撮影によるデータは、撮影日およびレントゲン番号もしくは学籍番号が確認できる形式により、５００人単位に分けて、ＤＶＤ-ＲＡＭまたはＤＶＤ－Ｒもしくはハードディスクで、各実施場所の健診終了後、3 週間以内に全件納品すること。納品の詳細は協議のうえ、決めることとする。

ス．医師による読影の結果、結核・気胸が疑われる場合、または早急に精密検査が必要と判断した場合は、電話連絡の上、該当者の撮影データならびに所見用紙を速やかに納品すること。

セ．読影終了後、すべての有所見者（有所見健康を含む）についての「胸部Ｘ線所見連絡票」を

納品すること。

8．備品・検査機器等の準備について

（1）健康診断に必要な備品(会場案内用の看板､男女内科診察に必要なパーテーション､スクリーン、日付用ゴム印、聴診器、舌圧子、ペンライト、マスク、消毒クロス、バスタオル、手指消毒剤、レントゲン撮影時の更衣スペースを設置するためのテント、サーキュレータ、レントゲン撮影時のプロテクター、レントゲン撮影時の検査衣（T シャツなどを複数枚)、内科診察・受付等の文房具類、ゴミ袋、ロープ、カラーコーン、養生テープ等）一式を用意すること。また、業務にかかる機器の搬入、運搬等の委託にともなう諸経費は、受託者が負担すること。

（2）備品・検査機器等については、仕様書記載のとおり用意できない場合は、滞りなく実施できることを前提に委託者と協議できるものとする。

（3）健診会場におけるすべての備品について、保全に努めること。万一損傷や紛失があった場合は弁済について検討すること。

9．健診実施後の処理

（1）健診終了後、1日の胸部Ｘ線検査・撮影件数および検査の件数を委託者に報告すること。

（2）学生の健診が終了したら速やかに撤収作業に入り、原状復帰に務めた上で、委託者の確認を受けること。

（3）定期健康診断中に出たゴミは、受託者において持ち帰り処分すること。
特にホチキスの針は床に落とさないこと、落ちた場合は回収し持ち帰ること。

（4）胸部Ｘ線検査をはじめ、健診結果において要再検査者が判明した場合は、速やかに委託者に報告すること。

10. 定期健康診断未受診者の対応

（1）定期健康診断未受診者については、委託者の事業所より交通至便のよい医療機関において受診できるようにし、受診予約はスムーズに取れるように配慮すること。また、受診予定者が直接電話等で予約・キャンセルできるようにすること。
なお､健診費用については学生から現地にて徴収し､引き換えに領収書を発行（交付）すること。

11. 定期健康診断・外部医療機関健康診断の受診結果・納品

（1）新入生・在学生定期健康診断の受診結果は、データ作成仕様書（受託者に配付）のとおり、CSV形式により作成し、委託者の指定するキャンパスへ各健診終了後3週間以内に全件納品すること。

（2）レントゲン撮影データは、撮影日およびレントゲンNo.もしくは学籍番号が確認できる形式によりDVD-RAMまたはCD－Rもしくはハードディスクにより委託者の指定する各キャンパスへ胸部Ｘ線所見連絡票（有所見者のみ）とともに各健診終了後、3週間以内に納品すること。

（3）外部医療機関の受診結果は、データ作成仕様書（受託者に配付）のとおり、CSV形式により作成し、委託者の指定するキャンパスへ半月ごとに納品すること。

（4）外部医療機関のレントゲン撮影データはDVD-RAMまたはCD－Rもしくはハードディスクに

より委託者の指定する各キャンパスへ納品すること。

（5）(1)～(4) の納品日は、必ず厳守すること。

（6）健康診断結果の様式については 2027 年 3 月上旬までに、サンプルデータを 10 件程度作成し、委託者の確認、了承を得ること。

（7）本学の校医による事後保健指導において、対象となる者が分かるように「要再検」等と区別しておくこと。

12. 健診の特記事項

（1）受診人数は、概数であり、委託者の都合により増減することがある。

（2）健診会場の平面図および指示書等については、業務委託を決定した受託者に配付する。

（3）本契約は、検査項目別の単価契約とし、受診者の実数分のみ支払うこととする。請求は、健診結果の報告が適正に行われ、委託者の検査確認が終了しだい速やかに行うこと。請求書の作成にあたっては、事前に委託者の確認を得ること。

（4）関係資料については、健診実施の翌年度から 5 年間保管すること。保管期間中に、委託者から借用の申し出があった場合、速やかに対応すること。なお、保管期限を過ぎたものについては、受託者は責任を持って廃棄すること。

（5）健診に関するトラブルについては適切に対応し、速やかに委託者へ報告すること。

（6）合理的配慮を必要とする学生が受診する際には、適切な配慮を行うこと。

（7）委託者が指定した学生の胸部Ｘ線検査については、その検査結果を速やかに報告すること。異常が発見された場合は、即、委託者に連絡するとともに、その検査データをＣＤ－Ｒ等により報告すること。

（8）健診業務の全部または一部を他の業者に再委託することを禁止する。ただし、書面をもって委託者に通知し、委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

（9）感染症対策等については、受診者の接触する箇所のこまめな消毒等による健診会場の安全環境の確保および当日の従事者に対する健康管理、教育（業務内容）等にかかる周知徹底を十分に図ること。

(10) 健診の実施日時、会場については、天災等のやむを得ない事情のあるときは協議の上、変更することができるものとし、また感染症等の発生・流行の恐れがあり、委託者が検査に支障をきたすと判断した場合は、委託者および受託者の双方が協議のうえ、契約を解除できるものとする。

(11) 各健康診断の実施にあたっては、事前に複数回、委託者、受託者の双方が協議、会場の下見など、詳細な打ち合わせを行うこと。

(12) 委託者からの質問・確認や連絡に対して、迅速に返答・対応すること。

(13) レントゲンバス等の車両が入構する際には、事前に入構許可を得ること。

(14) 健診会場内で盗撮等の犯罪行為がないよう、十分配慮すること。また、万が一発見した場合は速やかに委託者に連絡し、適切な対応をすること。

(15) 大阪府個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。

① データの秘密保持に努めること。

② データは、本業務のみに利用するものとし、第三者に提供してはならない。
③ データの複写および複製を禁ずる。
④ 万一、データに係る事故が発生した場合、速やかに委託者に報告すること。
⑤ データの管理体制については、必ず委託者に報告すること。

13. 問合せ先

〒599-8531　堺市中区学園町１番１号
大阪公立大学中百舌鳥キャンパス 健康管理センター
TEL　０７２（２５４）９９８５
FAX　０７２（２４７）６９５５
メールアドレス　gr-gks-kenko-na@omu.ac.jp

14. その他

（１）各定期健康診断には、受付・受診票の配付、問診票の記入説明、胸部Ｘ線検査・誘導など、定期健康診断業務が滞りなく実施できる人数の要員を配置すること。
※ 従事者の役割分担は、状況に応じて柔軟に対応できるものとする
（２）各種健康診断の受診は、2027 年９月末までとすること。
（３）この仕様書に疑議が生じた場合、あるいは定めのない事項については委託者と受託者とが協議して決めることとする。
なお、契約締結後、本仕様書はすべて委託者の解釈によるものとする。

以上

（1）在学生定期健康診断（阿倍野キャンパス）

日　程	受付時間	学年	受診人数
4 月 1 日（木） 4 月 2 日（金）	9：30～16：45	学部 2・3 年生	600
		上記以外の学部生および院生 （学部新 1 年生を除く）	900
合計			1,500

（2）在学生定期健康診断（森之宮キャンパス）

日　程	受付時間	学年	受診人数
4 月 5 日（月） 4 月 6 日（火）	9：30～16：45	学部 2・3 年生	930
		上記以外の学部生および院生 （学部新 1 年生を除く）	570
合計			1,500

（3）新入生定期健康診断（森之宮キャンパス）

日　程	受付時間	学年	受診人数
4 月 7 日（水） 4 月 8 日（木）	9：30～16：45	学部新 1 年生	3,000
合計			3,000

（4）在学生定期健康診断（中百舌鳥キャンパス）

日　程	受付時間	学年	受診人数
4月9日（金） 4月12日（月） 4月13日（火） 4月14日（水）	9：30～16：45	学部2・3年生	2,500
		上記以外の学部生および院生 （学部新1年生を除く）	2,529
合計			5,029

（5）在学生定期健康診断（杉本キャンパス）

日程	受付時間	学年	受診人数
4月15日（木） 4月16日（金） 4月19日（月） 4月20日（火）	9：30～16：45	学部2・3年生	2,000
		上記以外の学部生および院生 （学部新1年生を除く）	3,000
合計			5,000

【2026年5月31日時点の在学生数（りんくうキャンパス除く）】

「検査機器等設置数一覧」（別紙 2）

1．レントゲンバス配置台数

対象者	キャンパス	レントゲンバス（各日）
新入生定期健康診断	森之宮	4 台
在学生定期健康診断	阿倍野	2 台
	森之宮	2 台
	中百舌鳥	3 台
	杉本	3 台

2．全自動身長・体重計必要台数

対象者	キャンパス	全自動身長・体重計台数
新入生定期健康診断	森之宮	6 台以上
在学生定期健康診断	阿倍野	3 台以上
	森之宮	3 台以上
	中百舌鳥	3 台以上
	杉本	3 台以上

3. 診察室必要設営数

対象者	キャンパス	担当医師	診察室
新入生定期健康診断	森之宮	各日 7 人	7 室
在学生定期健康診断	阿倍野	各日 4 人	4 室
	森之宮	各日 4 人	4 室
	中百舌鳥	各日 5 人	5 室
	杉本	各日 5 人	5 室

以上